

会計規程

平成27年4月28日施行
平成28年4月 1日変更
令和 元年7月 1日変更
令和 3年6月30日変更
令和 4年4月 1日変更
令和 5年4月 3日変更
令和 6年4月 1日変更

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の財務及び会計に関し、経理の統一的処理を通じて、その事業の財政状態及び経営成績を把握し、その効率的運用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本機関の財務及び会計に関しては、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号。以下「省令」という。）その他の法令等に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(会計原則)

第3条 本機関の会計は、次の各号の原則に適合するものでなければならない。

- (1) 本機関の財政状態及び経営成績に関して、真実かつ明瞭に内容を表示すること。
- (2) すべての取引について、正規の簿記の原則に従って、正確に記帳整理すること。
- (3) 会計処理の原則及び手続きは、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業年度及び年度所属区分)

第4条 本機関の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
2 本機関の会計における年度所属は、会計取引の原因である事実の発生した日により区分するものとし、その日を決定することが困難な場合は、その原因となる事実を確認した日により区分する。

(勘定区分)

第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、法第28条の54及び省令第

2条第2項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。

- (1) 広域系統整備交付金交付等業務
- (2) 法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務（供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務をいう。）
- (3) 法第28条の40第1項第8号の3に掲げる業務（交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務をいう。）
- (4) 法第28条の40第2項第1号に掲げる業務（災害等扶助交付金交付業務をいう。）
- (5) 法第28条の40第2項第2号に掲げる業務（入札業務をいう。）
- (6) 前各号に掲げる業務以外の業務

2 前項の規定により区分して経理する場合において、経理をすべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理をすべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理をすることが困難なときは、当該事項については、あらかじめ経済産業大臣に提出する基準に従って、事業年度の期間中一括して経理をし、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理する。

第2章 勘定科目及び帳簿

(勘定科目)

第6条 本機関の会計においては、別に定める勘定科目により経理するものとする。

(帳簿及び伝票)

第7条 本機関の会計においては、帳簿及び伝票を備え、所要の事項を記録するものとする。

- 2 会計取引は、伝票を用いるものとする。
- 3 帳簿及び伝票の種類については、別に定めるところによる。

第3章 予算及び資金

(目的)

第8条 本機関は、事業計画に基づき予算を作成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算等の実施計画)

第9条 本機関は、法第28条の52の規定により経済産業大臣の認可を受けた予算及び事業計画に基づいて、その実施計画を作成し、業務の合理的かつ効率的運営を図るものとする。

(支出予算の実施)

第10条 本機関は、実施計画の範囲内において契約その他支出の原因となる行為を行うものとする。

(予備費)

第11条 予算の作成においては、予測しがたい支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができる。

(予算の流用)

第12条 支出予算は、予算の実施上適当かつ必要な場合に限り、理事会の決議を得て相互に流用することができる。ただし、次に掲げる経費については、これらの経費の間若しくは他の経費との間に相互に流用し、又はこれに予備費を使用するときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

- (1) 役職員給与
- (2) 退職給付引当金繰入
- (3) 交際費
- (4) 電源入札拠出金

(予算の繰越)

第13条 本機関は、毎事業年度、利益を生じたときは、前事業年度から繰り越しした損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。

(資金の調達及び運用)

第14条 本機関は、法第28条の55第1項に規定する金融機関その他の者からの資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債の発行（広域的運営推進機関債の借換えのための発行を含む。）をする場合には、同項の規定により、事前に経済産業大臣の認可を受けなければならない。

- 2 本機関は、法第28条の57に規定する方法により、業務上の余裕金の運用を行うことができる。
- 3 本機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の21及び第41条に規定する方法により、交付金相当額積立金及び解体等積立金並びに納付金の運用を行うことができる。

第4章 金銭の出納

(金銭の範囲)

第15条 この規程において、金銭とは現金（小切手等を含む。）及び預金（金銭預託を含む。）をいう。

2 有価証券及び金銭預託は、金銭に準じて取り扱うものとする。

（残高照合）

第16条 現金残高は現金出納の終了後、毎日その残高を帳簿残高と照合する。

また、月に1回以上、実査による照合を行う。

2 預金残高は、事業年度の四半期ごとに取引金融機関の預金残高証明書と帳簿残高を照合する。また、必要がある場合は、預金残高調整表を作成する。

（収入）

第17条 収入は、現金の受入、振込通知書等により確認するものとする。

2 収入金を確認したときは、原則として相手先に領収書を発行しなければならない。ただし、銀行口座振込による入金において、相手先からの要請がないときは、領収書の発行を省略することができる。

3 収入金は原則として、即日銀行に預け入れるものとする。

（支払）

第18条 支払は原則として、銀行口座振込、本機関の銀行口座からの引落とし又は小切手によるものとする。ただし、本機関の役員及び職員に対する支払並びに小払資金その他業務上特に必要があるものは、現金をもって行うことができる。

2 支払を行ったときは、領収書又はこれに準ずる証票を受け取らなければならぬ。ただし、銀行口座振込の場合は、振込銀行の振込金受取書等をもってこれに代えることができる。

（手許現金）

第19条 本機関は、経費の小口支払に充当するため、手許に現金を保有することができる。

（前金払及び概算払）

第20条 経費の性質上又は業務の運営上必要があるときは、別に定めるところにより前金払及び概算払をすることができる。

第5章 契約

（契約の方法）

第21条 本機関において売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合、一般競争入札によることを原則とする。

（指名競争入札）

第22条 本機関の契約が次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、指名競争入札の方法によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的により、競争に加わるものが少数で、前条の入札に付する必要がないと認められるとき。
- (2) 前条の入札に付することが不利と認められるとき。
- (3) 前各号に規定する場合のほか、予定価格が少額のとき又はその他本機関の事業運営上必要があるとき。

(随意契約)

第23条 本機関の契約が次の各号の一に該当する場合には、前2条の規定にかかわらず、随意契約の方法によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付する時間がないととき。
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4) 企画競争によって契約先候補者を選定したとき。
- (5) 公募（入札可能性調査）を行った結果、応募者が単独であるとき。
- (6) 前各号に規定する場合のほか、予定価格が少額のとき又はその他本機関の事業運営上特に必要があるとき。

2 随意契約により契約を締結しようとするときは、原則として2名以上の者から見積書を提出させなければならない。

(予定価格)

第24条 本機関は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を設定しなければならない。ただし、随意契約の方法による場合において契約の内容が軽易なものであるとき、又は契約の性質上予定価格の設定を要しないと認められるときは、これを省略することができる。

(保証金)

第25条 本機関は競争入札に加わろうとする者から入札金額の100分の5以上の入札保証金を、契約を締結する者から契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合には、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(落札者の決定)

第26条 競争入札に付する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で原則として、購入等にあっては最低の価格、売却等にあっては最高の価格による入札者に落札するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。

- (1) 契約の相手方となるべき者の申し込みによる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
 - (2) 契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて、著しく不適当と認められるとき。
- 2 契約の性質又は目的から前項の規定によりがたい契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が本機関にとって最も有利なもの（同項ただし書きの場合にあっては、次に有利なもの）をもって申し込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(契約書の作成)

第27条 本機関は、契約を締結しようとするときは、契約の目的、契約金額、履行期限その他契約の履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、これに代わる書類をもって処理することができる。

(検査)

第28条 本機関は、物件の購入その他の契約を締結した場合においては、適正な履行を確保し、又はその受ける給付の完了を確認するため、別に定めるところにより、必要な検査をしなければならない。

第6章 資産

(資産の区分)

第29条 資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産とする。

2 流動資産は、現金及び預金、有価証券、未収金その他これに準ずるものとする。

3 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産とする。

4 繰延資産は、設立費、開業費その他これに準ずるものとする。

(資産の帳簿価額)

第30条 資産の帳簿価額は、原則として当該資産の取得価額とする。

(設備照合)

第31条 固定資産については、毎事業年度1回以上現品と帳簿との照合を行うものとする。

(減価償却)

第32条 償却を要すべき資産について、有形固定資産は定率法又は定額法、その他のものは定額法により、毎事業年度末において原則として、減価償却資産

の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるところによつて減価償却を行うものとする。

(固定資産価額の削除)

第33条 固定資産が滅失し、またこれを譲渡し、交換し、撤去し、廃止したときは、その帳簿価額を削除する。

第7章 負債及び純資産

(負債の区分)

第34条 負債は流動負債及び固定負債とする。

- 2 流動負債は、短期借入金、短期リース債務、未払金、預り金その他これに準ずるものとする。
- 3 固定負債は、退職給付引当金、リース債務、電源入札拠出金その他これに準ずるものとする。

(純資産の区分)

第35条 純資産は、利益剰余金又は繰越欠損金とする。

第8章 損益勘定

(収益)

第36条 収益は、経常収益及び特別利益とする。

(費用)

第37条 費用は、経常費用及び特別損失とする。

第9章 決算

(目的)

第38条 この規程において決算とは、各事業年度終了後、会計帳簿を締め切つて、損益計算を行い、その期間の経営成績を確定するとともに、期末の財政状態を明らかにすることを目的とし、毎事業年度末にこれを行う。

(会計基準)

第39条 本機関の会計については、この規程の定めるところによるものとし、この規程に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

(合計残高試算表及び債務負担行為報告書)

第40条 本機関は、合計残高試算表及び債務負担行為報告書については四半期ごとに作成し、省令第11条の規定により、各四半期経過後1か月以内に経済産業大臣に報告しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内にこれらの文書により報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告をしなければならない。

(年度末決算)

第41条 本機関は、毎事業年度終了後、すみやかに当該事業年度末における資産、負債及び純資産並びに損益の諸勘定について、所要の整理を行うものとする。

(財務諸表等)

第42条 本機関は、法第28条の53第1項の規定により、事業年度の開始の日から3か月以内に、前事業年度の財務諸表等を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 本機関は、前項の規定により財務諸表等を経済産業大臣に提出するときは、これに財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。
- 3 本機関は、第1項の規定による経済産業大臣の承認を受けた財務諸表等を本機関の事務所に備えて置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(公認会計士又は監査法人の監査)

第43条 本機関は、財務諸表等（事業報告書を除く。）について、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

第10章 雜則

(実施細則)

第44条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成27年4月28日）から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日又は経済産業大臣の承認を受けた日のいずれか遅い日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則（令和元年7月1日）

1. この規程の第5章に定める内容は、本機関が業務規程第32条の19に基づき締結する容量確保契約には適用しないものとする。

2. この規程は、令和元年7月1日又は経済産業大臣の承認を受けた日のいずれか遅い日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附則（令和3年6月30日）

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日から施行する。

附則（令和4年4月1日）

この規程は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の承認を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

附則（令和5年4月3日）

この規程は、令和5年4月1日又は経済産業大臣の承認を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

附則（令和6年4月1日）

この規程は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の承認を受けた日のいずれか遅い日から施行し、令和5年4月1日に始まる事業年度の決算から適用する。ただし、第43条の規定は、令和6年4月1日に始まる事業年度の決算から適用する。